

【減免規定】

- (1)原爆障害者章，身体障害者手帳，療育手帳，戦傷病者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が，当該原爆障害者章，身体障害者手帳，療育手帳，戦傷病者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示して使用する場合（介添者を含む。）

- (2)社会福祉施設に入所している者が引率されて使用する場合（引率者を含む。）

減免の額は、使用団体の全体人数に占める減免該当者の割合に応じて決定。この場合、算出額に1円未満の端数があるときは、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）」の規定により、1円未満の端数金額を切り捨てるものとする。